

平成30年度名古屋市教育委員会第5号議案

名古屋市図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 図書館協議会に、同協議会の議決により付議する事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができるようにします。
- (2) その他規定の整備を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市図書館協議会条例施行規則（昭和44年名古屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和44年名古屋市条例第7号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条第1項中「名古屋市図書館協議会」の次に「（以下「協議会」という。）」を加える。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条の見出し中「届け出」を「届出」に改め、同条中「会長」の次に「（部会にあつては、部会長。以下同じ。）」を加え、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（部会）

第4条 協議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、協議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経

過及び結果を協議会に報告する。

- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 条例第6条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市図書館協議会条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第1条 この規則は、名古屋市図書館協議会条例（昭和44年名古屋市条例第7号。<u>以下「条例」という。</u>）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定例会及び臨時会） 第2条 名古屋市図書館協議会（<u>以下「協議会」という。</u>）の会議は、定例会及び臨時会とする。 2 （略） 3 （略） <u>（部会）</u> 第4条 <u>協議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。</u> 2 <u>部会は、協議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を協議会に報告する。</u> 3 <u>部会に属すべき委員は、会長が指名する。</u> 4 <u>部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。</u> 5 <u>部会長は、会務を総理し、部会の会議</u>	（趣旨） 第1条 この規則は、名古屋市図書館協議会条例（昭和44年名古屋市条例第7号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定例会及び臨時会） 第2条 名古屋市図書館協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。 2 （略） 3 （略）

<u>の議長となる。</u> <u>6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。</u> <u>7 条例第6条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u> (欠席の<u>届出</u>) 第<u>5</u>条 委員は、会議に出席できないときは、会議開催前までにその旨を会長<u>(部会にあっては、部会長。以下同じ。)</u>に届け出なければならない。 (説明等の請求) 第<u>6</u>条 (略) (記録の保管) 第<u>7</u>条 (略) (委任) 第<u>8</u>条 (略)	(欠席の<u>届け出</u>) 第<u>4</u>条 委員は、会議に出席できないときは、会議開催前までにその旨を会長に届け出なければならない。 (説明等の請求) 第<u>5</u>条 (略) (記録の保管) 第<u>6</u>条 (略) (委任) 第<u>7</u>条 (略)
--	--